

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	117
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( 〃 )	118
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ( 〃 )	119
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 ( 〃 )	120

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (地域福祉推進課)	120
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の廃止 ( 〃 )	121
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 ( 〃 )	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局)	122
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)	〃

## 告 示

### 京都府告示第92号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年 月 日
まつなし薬局	宇治市五ヶ庄折坂56の1 プレステージ黄檗1F	株式会社エイセイ・コーポレーション	令 2. 1. 1
医療法人永田 眼科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村35 の3	医療法人永田眼科クリニック	〃
ふれあい薬局 ・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社和泉商会	〃
ふれあい薬局 ・山城	木津川市木津駅前1丁目 21	〃	〃

京都府告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
医療法人総心会訪問看護ステーション「ふれあい」	新 長岡京市開田3丁目7の14 ブランシャトービル201	医療法人総心会	平 29. 12. 18
	旧 " " 4丁目9の12		



京都府告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規

定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
オレンジ薬局 福知山店	福知山市字前田1878の235	株式会社プチファーマシスト	令 元. 12. 26
ふらむはあと訪問歯科診療所	綾部市井倉町東8の1 コーポ井倉105号	医療法人三愛会	2. 1. 15
まつなし薬局	宇治市五ヶ庄折坂56の1 プレステージ黄檗1F	松梨 成子	元. 12. 31
永田眼科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村33	永田 真帆	"
ふれあい薬局・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社近畿予防医学研究所	"
さがなか歯科	木津川市相楽台9の6の8	高山 裕右	"
ふれあい薬局・山城	" 木津駅前1丁目21	株式会社近畿予防医学研究所	"



京都府告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
有限会社こころ	通所介護・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)	デイサービスセンターこころ	新 舞鶴市七日市349の1	令 元. 8. 23
			旧 " 字志高807の1	
"	居宅介護支援	ケアプランセンターこころ	新 " 七日市349の1	"
			旧 " 字志高807の1	
医療法人総心会	訪問看護	医療法人総心会訪問看護ステーション「ふれあい」	新 長岡京市開田3丁目7の14 ブランシャトービル201	平 29. 12. 18
			旧 " " 4丁目9の12	



京都府告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
医療法人萌友会	居宅介護支援	医療法人正信会ヘルパーステーション花ごころ居宅介護支援事業所	城陽市富野乾垣内107 大西ガーデンハイツ112・113号室	平 21. 1. 31
株式会社レイクス21	〃	プラチナ・ケアプランサービス京都長岡京	長岡京市天神1丁目19の5	令 元. 12. 31
株式会社近畿予防医学研究所	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	ふれあい薬局・山城	木津川市木津駅前1丁目21	〃



京都府告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
西川 智之	訪問マッサージOFA療養サポートセンター京田辺支店	京田辺市三山木垣ノ内69 大隈ビル2F-B	令 2. 1. 10
服部 智子	〃	〃	〃
西岡 宏	眠り猫整骨院	南丹市園部町小山東町西山2	2. 1. 15



京都府告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
入部 美咲	楽一鍼灸京田辺院	京田辺市三山木垣ノ内69 大隈ビル2F-B	令 元. 12. 31
竹田 亜耶	〃	〃	〃
服部 智子	〃	〃	〃
山本 佳代子	〃	〃	〃



京都府告示第99号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
まつなし薬局	宇治市五ヶ庄折坂56の1 プレステージ黄檗1F	株式会社エイセイ・コーポレーション	令 2. 1. 1
医療法人永田眼科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村35 の3	医療法人永田眼科クリニック	〃
ふれあい薬局・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社和泉商会	〃
ふれあい薬局・山城	木津川市木津駅前1丁目 21	〃	〃

京都府告示第100号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
医療法人総心会訪問看護ステーション「ふれあい」	新 長岡京市開田3丁目7 の14 ブランシャトー ビル201 旧 〃 〃 4丁目9 の12	医療法人総心会	平 29. 12. 18

京都府告示第101号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
オレンジ薬局福知山店	福知山市字前田1878の 235	株式会社ブチファーマシスト	令 元. 12. 26
ふらむはあと訪問歯科診療所	綾部市井倉町東8の1 コーポ井倉105号	医療法人三愛会	2. 1. 15
まつなし薬局	宇治市五ヶ庄折坂56の1 プレステージ黄檗1F	松梨 成子	元. 12. 31
永田眼科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村33	永田 真帆	〃
ふれあい薬局・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社近畿予防医学研究所	〃
さがなか歯科	木津川市相楽台9の6の 8	高山 裕右	〃
ふれあい薬局・山城	〃 木津駅前1丁目 21	株式会社近畿予防医学研究所	〃

京都府告示第102号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変 更 年月日
有限会社こころ	通所介護・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)	デイサービスセンターこころ	新 舞鶴市七日市349の1	令 元. 8. 23
			旧 〃 字志高807の1	

有限会社こころ	居宅介護支援	ケアプランセンターこころ	新 舞鶴市七日市349の1	元. 8. 23
			旧 " 字志高807の1	
医療法人総心会	訪問看護	医療法人総心会訪問看護ステーション「ふれあい」	新 長岡京市開田3丁目7の14 プランシャトービル201	平
			旧 " " 4丁目9の12	29. 12. 18



京都府告示第103号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
医療法人萌友会	居宅介護支援	医療法人正信会ヘルパーステーション花ごころ居宅介護支援事業所	城陽市富野乾垣内107 大西ガーデンハイツ112・113号室	平 21. 1. 31
株式会社レイクス21	"	プラチナ・ケアプランサービス京都長岡京	長岡京市天神1丁目19の5	令 元. 12. 31
株式会社近畿予防医学研究所	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	ふれあい薬局・山城	木津川市木津駅前1丁目21	"



京都府告示第104号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
西川 智之	訪問マッサージOFA療養サポートセンター京田辺支店	京田辺市三山木垣ノ内69 大隈ビル2F-B	令 2. 1. 10
服部 智子	"	"	"

西岡 宏	眠り猫整骨院	南丹市園部町小山東町西山2	2. 1. 15
------	--------	---------------	----------



京都府告示第105号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
入部 美咲	楽一鍼灸京田辺院	京田辺市三山木垣ノ内69大隈ビル2F-B	令 元. 12. 31
竹田 亜耶	〃	〃	〃
服部 智子	〃	〃	〃
山本 佳代子	〃	〃	〃



京都府告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
船井郡京丹波町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹波町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業（平成29年京都府告示第603号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・126号 大和大路本町通
- 3 事業施行期間  
平成29年11月6日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地  
変更なし



## 京都府告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業（平成30年京都府告示第251号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・136号 桂寺戸線
- 3 事業施行期間  
平成30年4月27日から令和2年9月30日まで
- 4 事業地  
変更なし